

静岡県告示第188号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年3月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 解除に係る保安林の所在場所

焼津市藤守字向川原2296の3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、志太榛原農林事務所及び焼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）